# 緊急保育対策等5か年事業に盛り込んだ 新規補助事業の補足説明について

平成7年6月12日 児保第14号 厚生省児童家庭局保育課長

国において策定した緊急保育対策等5か年事業においては,多様な保育サービスを推進するという観点から,産休・育休明け入所予約モデル事業,低年齢児保育促進事業及び開所時間延長促進事業の新規3事業を盛り込んだところであります。

これら新規事業創設の背景は、地域の保育ニーズを的確に捉え、積極的に保育事業の拡充に取り組もうとする市区町村及び保育所を支援していく仕組みを国において用意することが必要だと認識していることにあります。

これら事業が地域で活かされ, 意義あるものとな

るためには,何よりも,事業の趣旨及び内容に関する関係者の理解が前提となります。

これら事業については,先般実施要綱を通知した ところですが,趣旨及び内容が周知されているとは 言い難いため,都道府県・指定都市,保育所等の方々 から問い合わせを受けた事項を含め,事業の解説を とりまとめることといたしました。

市区町村及び保育所に対して,周知徹底いただく とともに,地域の実情に即しつつ,積極的な取り組 みがなされるよう特段の御指導をお願いいたします。

## 緊急保育対策等5か年事業に盛り込んだ新規補助事業の補足説明について

## 1. はじめに

平成7年度から開始した緊急保育対策等5か年事業では、多様な保育サービスを推進するため、保育所に対する新たな補助事業を創設した。ここでは、これら保育事業の趣旨について、自治体や保育所から照会のあった事項に対する回答と併せ、解説する。

## 2.産休・育休明け入所予約モデル事業

#### (1)趣旨

近年,0歳児や1歳児の保育所入所が増加している原因は,女性が出産後も保育所を利用して就労を継続する傾向が強くなったことにある。したがって,これら0歳児や1歳児は,必ずしも年度始めの4月

ではなく,個々の保護者の事情に応じて,産休や育休が明ける時期に入所できることが必要である。

年度の途中にこれらの児童を入所させることができるためには,年度途中に増加する児童数に合わせて年度の当初から必要な数の保母を用意しておく場合があるが,この場合現行の措置費は,現に所在する児童数に応じて支払う方式になっているため,年度途中の児童入所を見越して年度当初から用意した保母の人件費等の費用は,児童が現に入所するまでの間は,市町村からは支弁されない。

そこで、本事業は、年度後半に新たに乳児3人が 入所できる保母の体制が整っている場合、その体制 整備に要する費用、すなわち年度当初から年度中間 までの保母1人の確保に必要な人件費(保母1人の 半年間の人件費)を、従来の乳児指定保育所に加配 される保母1人の人件費に相当する分に合わせて助 成しようとするものである。 また、出産しても仕事を続けようとする場合、職場に復帰する時期を決めるに当たっては、保育所にいつから入所できるかがポイントとなる。従来、市町村における保育所入所申請は、出産後、保育に欠ける要件が整ってから受け付けている事例が多いが、これからの保育ニーズを考えた場合、出産前から受け付け、いつどこに入所できるかを早めに決定できるようにする必要がある。一方、受け入れる保育所の側にとっても、年度が始まる前に、その年度内の入所予定者がおおむね決まっている方が、保母の配置計画等が立てやすいはずである。このため、本事業は、このような体制があることを補助採択の要件とした。

#### (2) 疑義回答

- (問1)10月1日以降に乳児3人が入所できる体制を整えていたが,入所が実際にはなかった場合はどうなるか。
- (答)本補助金は,体制整備に着目するものであるので,たまたま入所がなくても当該年度は補助する。ただし,かかる状況が年度を続けて継続し,その地域において年度後半の入所ニーズがないと判断される場合は補助しない。
- (問2)年度当初の見込みより年度途中の入所が増え,入所枠一杯となったため,10月1日以降新たに3人を入所させることはできなくなったが,補助は受けられるか。
- (答)当該年度は補助する。ただし,かかる状況が 年度を続けて継続する場合は,年度後半の入所 体制が整備されているとは言えないので補助し ない。
- (問3) ニーズが発生する都度それに応えようとすると,10月1日になるまでに乳児入所粋が一杯になるので,入所を10月1日以降に待ってもらうことにより,本補助を受けることはできるか。
- (答)できない。4月から9月までの間も利用者の ニーズに応じた入所が行われていなければなら ない。(問)のような状況にある保育所が本補助 を受けるためには,4月から9月までの入所枠 も増加させておくことが前提となる。
- (問4)本補助金を受ける保育所において,年度途中に入所する児童数と定員との関係はどうなるか。出産前からの申請等に基づき,順に,4月

1日からの入所を早い時点から決定することと併せ、保育所との協議に基づき入所枠を調整していった結果、4月1日からの乳児を含む入所粋が一杯になっている場合において、4月1日の直前にさらに入所申請者が出た場合、定員を超えて4月1日に入所させてよいか。

- (答)年度途中の入所者と定員との関係は従来どおりの扱いである。なお,(問)のような場合は, 4月1日から定員を超過して入所させることを 認める。ただし,かかる状況が年度を続けて継 続する場合は,定員の見直しが必要となる。
- (問5)本補助金を受け,かつ,従来の乳児指定保育所の補助は受けられるか。
- (答)保母1人の加配を行う乳児指定保育所の補助を合わせて受けることはできない。産休・育休明け入所予約モデル事業では,従来の乳児指定保育所に加配される保母1人の人件費に相当する分に加え,年度後半に新たに乳児3人の入所を可能とするための体制整備に必要な保母1人の半年間の人件費を合わせて,1.5人分の人件費を補助することとしているためである。

なお,産休・育休明け入所予約モデル事業実施保育所が乳児7人以上を入所させた場合の6 人を超える乳児については,乳児指定保育所と同様の補助を行う。

## 3. 低年齡児保育促進事業

#### (1)趣旨

0歳児等の低年齢児の保育は,年長児に比べ児童 1人に対して多くの保母を配置する必要があるため, 保育所や自治体の事情により,これら低年齢児の保 育に対する取り組みに差違が見られ,特に,都市部 を中心に,低年齢児の入所待機児が多く存在する状 況にある。

このため,本補助金は,計画的な低年齢児の受け入れ拡大を市町村と保育所が協議する過程において, これを活用し,積極的に低年齢児の受け入れに取り 組む保育所に保母1人分の人件費を助成することに より,待機解消が図られることをねらいとして創設 したものである。

#### (2)疑義回答

- (間1)補助対象保育所のうち「乳児を多く受け入れている保育所」とは何か。
- (答)本補助金は,入所待機がある市町村において, 今後その解消に取り組むことに協力する保育所 を支援することをねらいとするものであるが, 今後の受け入れ拡大が困難であっても現に乳児 を多く受け入れている保育所にあっては,それ までの取り組みを評価し,補助しようとするも のである。具体的な人数について平成7年3月 の全国保育課関係事務担当者会議において示し た「20人以上」とは例として示したものであり, 国の予算枠と補助申請数を勘案して判断するこ ととしている。

したがって,補助申請の状況によっては,「20人」という水準に変動がありうる。

- (問2)本補助を申請する保育所の所在する市町村 において当該市町村以外の保育所への管外委託 措置を申請している者が入所待機をしている場 合は,本補助申請の際,当該市町村の「入所待 機率」として算入しなくてもよいか。
- (答)管外の保育所への入所を申請する理由が,本 補助を申請する保育所の所在する市町村の保育 事情にある(例えば,本補助を申請する保育所 が所在する市町村では延長保育を実施しておら ず,管外の保育所で実施している等)場合には 本補助を申請する保育所が所在する市町村の入 所待機率に算入すべきである。
- (問3)「乳児について延長保育を行っていること」 とあるが,自治体の単独事業による延長も含め て考えてよいか。
- (答)対象人数が国庫補助基準に満たないため,自 治体の単独事業や保育所の自主事業により,午 後6時以降の延長を行っている場合も含めて考 えてよい。

# 4. 開所時間延長促進事業

#### (1)趣旨

現行の国の制度では、午後6時以前の保育に要する費用については、措置費により支弁することとな

っており、職員の勤務時間と児童の所在時間とに開きが生ずる場合には、従来から早出、遅出等のずらし勤務、超過勤務等により対応することを念頭に整理されている。しかしながら、現状を見ると、保育所の開所・閉所時間は、地域ニーズ等を反映して、かなりのばらつきがあり、また、午後6時以前の時間でも遅くまで残る児童が増加傾向にあると考えられることにかんがみると、午後6時以前の保育時間について、実態は、従来の整理の枠内でおさまらない場合が出てきている。

このため、本補助金は、概ね11時間以上開所している保育所について、通常の措置費に加えて保母1人分の人件費を助成することとし、開所時間延長ニーズへの対応を促進することをねらいとするものである。

#### (2)疑義回答

- (問1)「概ね11時間」とあるが,10時間でもよいか。
- (答)補助の優先採択順位は下がるが,予算に余裕 があれば補助を受けうる。
- (問2)開所時間の長短による補助の優先順位はどうなるのか。
- (答)別掲の図に示す順位による。

# 5. 各事業共通事項その他

- (問1)「補助の優先的採択要件」とは何か。
- (答)今回新設した補助事業を含む緊急保育対策等 5か年事業は、平成9年度から予定されている 消費税率の引き上げ等を内容とする税制改革に 関連して確保した一定の財源の範囲内で実施することを基本とするものである。したがって、補助事業も、国で定めた一律の要件に該当する ものをすべて補助するものではなく、財源の範囲内で、地域ニーズに即した多様な保育サービスに積極的に取り組んでいると考えられるものをその積極性の順に補助採択していくこととしている。

「実施保育所」又は「対象保育所」に掲げられた要件に該当する保育所でなければ補助対象になり得ないが,「補助の優先的採択要件」に該当するものがなくても補助申請は可能である。

予算の枠を超えて補助申請があった場合に,「補助の優先的採択要件」に掲げられた事項に該当するものの多い保育所から順に補助採択することとなる。

- (問2) 今回新設した補助を受けられる保育所は, 補助を受ける年度から新たに事業を開始するも のに限られるのか。
- (答) 従来から既に実施している場合でも対象となり得る。
- (問3) 今回新設した補助事業は、一度補助を受けると次年度以降も継続して補助を受けられるのか。
- (答)継続事業については配慮するが、今回新設し た補助事業は年度ごとに補助申請を受けること

- としており、その都度要件を確認するとともに、 申請される全体の数が変わることにより優先採 択順位が変わりうるので、必ず継続して補助が 受けられるという性格のものではない。
- (問4) 乳児保育始業の補助協議書では、0歳児の 人数を4月1日(見込)時点とともに各月1日 時点の最も多い数を記入することとなっている のはなぜか。
- (答) 乳児保育指定保育所及び産休・育休明け入所 予約モデル事業実施保育所の要件は乳児が3人 以上入所していることとなっているが,年度内 に在所する人数が変動することにかんがみ,年 度のいずれかの時点で3人在所すると見込まれ る場合には補助する扱いとするためである。

## 開所時間延長促進事業の補助採択の優先順位

